

職業紹介事業に係る個人情報適正管理規程

(平成29年8月1日制定)

(令和5年9月1日改訂)

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、職業紹介事業担当者のみとし、個人情報取扱責任者は職業紹介責任者の人見千佳子 とする。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う職業紹介事業担当者に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習を受講するものとする。
3. 個人情報の取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人からの情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者である事務職員の箭内純子とする。

事業所名：福島県栄養士会 無料職業紹介所